

## 令和4年度あきる野市特定教育・保育施設等指導検査結果

令和4年度に特定教育・保育施設等に対して実施した指導検査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 1 指導検査実施施設

No	施設名	施設種別	実施日
1	ウッディキッズ	認証保育所	令和4年 6月28日
2	みどりの園	認証保育所	令和4年 6月29日
3	すもも木幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和4年 8月 4日
4	たまがわベビーハウス	小規模保育施設	令和4年10月18日
5	家庭保育室ひまわり	小規模保育施設	令和4年10月20日
6	五日市わかば保育園	私立保育園	令和4年10月25日
7	よつぎっ子えん西	小規模保育施設	令和4年10月27日
8	秋川文化保育園	小規模保育施設	令和4年11月17日
9	秋川文化幼稚園	私立幼稚園	令和4年11月17日
10	よつぎっ子えん東	小規模保育施設	令和4年11月18日
11	よつぎっ子えん東	小規模保育施設	令和5年2月16～17日、3月3日

### 2 指導検査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	1	12
保育内容	0	2
会計経理	0	2
合計	1	16

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

### 3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保育を提供するための勤務体制を確保すること</li> <li>職員の配置状況を確認できるよう、出勤・退勤に関する記録を整備すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市特定運営基準第21条第1項及び第2項</li> <li>市特定運営基準第49条</li> <li>市家庭運営基準第19条</li> <li>労基法第109条</li> </ul>	4
保育所運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程の概要等を記載した重要事項説明書、基本的事項等を掲示すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第59条の2の2</li> <li>児童福祉法施行規則第49条の5</li> <li>市特定運営基準第23条</li> </ul>	4
防災訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防計画等に定めた消火訓練を定期的実施すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市家庭運営基準第7条第2項</li> <li>消防法施行令第3条の2第2項</li> <li>保育指針第3章4</li> </ul>	3
乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>睡眠時の仰向け寝の確保を徹底すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育指針第2章1、第3章1、3</li> </ul>	1
子どもの意思及び人格を尊重した保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの意思及び人格を尊重した保育を提供すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市特定運営基準第3条2項</li> <li>保育指針第1章1</li> </ul>	1

※全ての指摘事項は既に改善されています（一部改善見込みを含む）。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「特定運営基準」：あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年9月29日条例第13号)

「家庭運営基準」：あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月29日条例第12号）

「労基法」：労働基準法（昭和22年法律第49号）

「保育指針」：保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）